

令和6年度南アルプス市奨学金返還支援制度のご案内

南アルプス市では、新たに若年層の定着及び市内企業への就職を応援するため、少しでも経済的負担が軽減されるよう奨学金の返還を支援いたします。

（支援概要）

- ・ 交付対象経費 前年度に奨学金の返還を行った合計額。ただし、繰上返還等の増額分を除く。
- ・ 補助金の額 交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額）とし、年額20万円を限度とする。
- ・ 補助対象期間 60月を限度とする。

以下の条件に該当する方が、奨学金の返還支援を受けることができます。

【条件1. 申請期間・申請場所】

- ・ 申請期間 令和6年4月1日（月）から令和6年6月28日（金）
- ・ 申請場所 南アルプス市役所 本庁舎2階 政策推進課

【条件2. 交付対象者 ※次のすべての条件に該当する者】

- （1）令和4年度以後に大学等を卒業し、市内に居住し、かつ初回の補助金交付日から5年以上居住する意思のあること
- （2）令和5年4月1日以後に奨学金の返還を始めていること
- （3）平成元年4月2日生まれ以後であること
- （4）奨学金返還時に、市内に所在する企業や事業所等に正規雇用労働者として就業していること
- （5）大学等の在学期間中に「2. 対象となる奨学金」のいずれかの貸与を受けていること
- （6）本人及び世帯員全員が市税を滞納していないこと
- （7）公務員でないこと
- （8）奨学金の返還に係る他の制度による補助金等を受けていないこと
- （9）本人及び世帯員全員が南アルプス市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と関わりがないこと

【条件3. 対象となる奨学金】

- （1）独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金
- （2）南アルプス市奨学金条例に規定する奨学金
- （3）芦安村活性化対策育英奨学金に関する条例に規定する奨学金
- （4）上記に掲げるもののほか、市長が認める奨学金

【問い合わせ先】南アルプス市役所 政策推進課 TEL055-282-0149

※申し込み方法や必要書類については、市HPをご確認ください。

<https://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/docs/16269.html>

